

資料No. 7

砂防事業の推進に伴う地上権抹消登記手続きについて

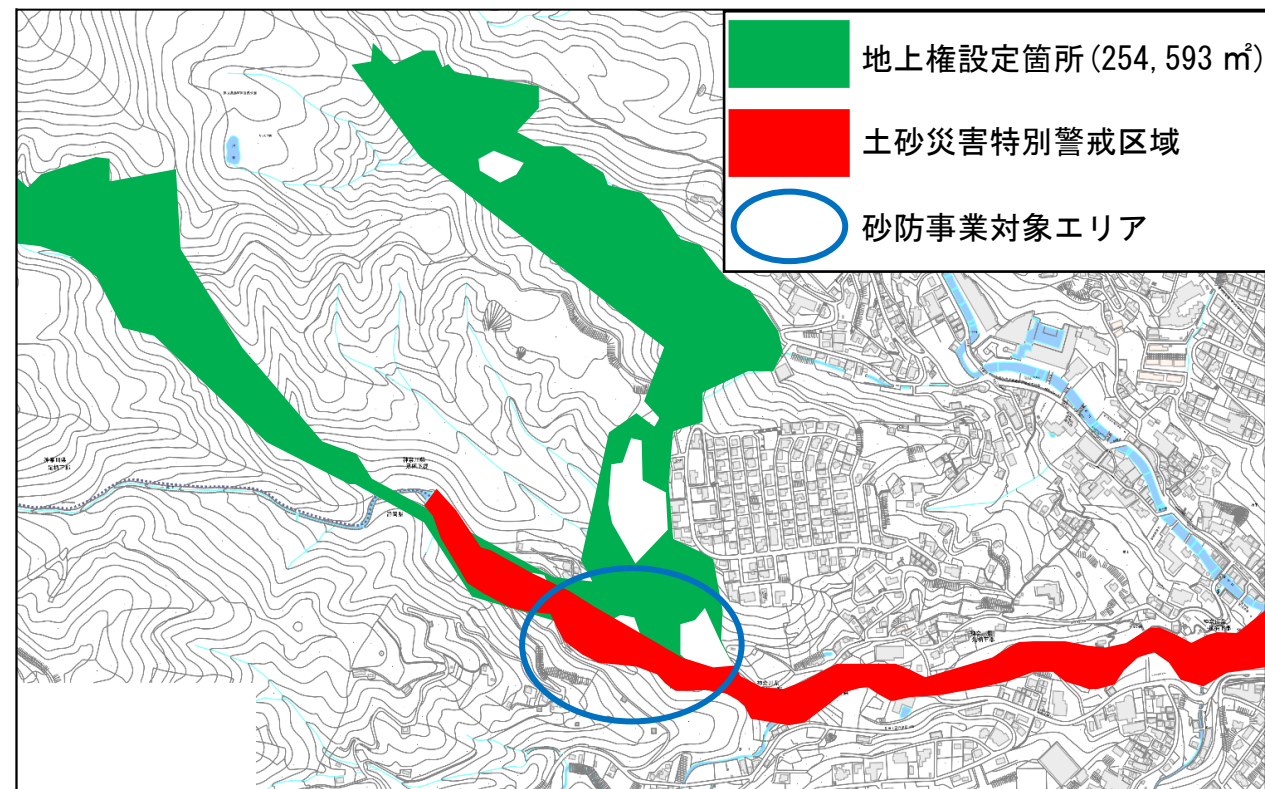
1 県の砂防事業について

町からの要望により、県西土木事務所が、下図のエリアで砂防工事を計画。

当該砂防事業対象エリアの中に、存続期間が満了した地上権が設定されている箇所が含まれる。

計画を進めるためには、早急に地上権抹消登記を進める必要あり。

【地上権設定箇所と砂防事業対象エリア】



2 地上権とは

他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利（民法第 265 条）

3 経緯

- ・昭和 38 年 地上権設定（宮上字池峯 803 番 2）

地上権者：湯河原観光開発興業株式会社

存続期間：50 年間

地代：無償

↓

- ・昭和 56 年

湯河原観光開発興業株式会社の倒産に伴い地上権を 12 件に分割。

その後、相続や売買により 18 件となる。

↓

- ・平成 25 年

2 件の地上権抹消について合意 抹消登記（18 件→16 件）

↓

- ・現在

地上権者 16 件（個人 12 件、法人 4 件）

4 地上権抹消に向けて

- ・現在、訴訟も視野にいたした地上権抹消登記手続請求業務を弁護士に委託中。

・相手方にたどりつけない 1 件 → 訴訟

・地上権抹消に向けて交渉中 10 件

・地上権抹消について合意（口頭） 3 件

・地上権抹消について合意文書取得 2 件